

○遠賀町介護用品給付サービス事業実施要綱

平成17年4月1日告示第22号

改正

平成17年8月18日告示第74号

平成25年7月1日告示第76号

平成27年3月27日告示第32号

遠賀町介護用品給付サービス事業実施要綱

遠賀町介護用品給付サービス事業実施要綱（平成12年要綱第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者に対して、在宅介護を支援する介護用品として紙おむつ等を給付することにより、要援護高齢者の生活の質の向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減を図り、もって在宅福祉の推進に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、遠賀町とする。ただし、事業運営の一部を民間事業者へ委託することができる。

（対象者）

第3条 給付の対象者は、町内に住所を有し、かつ現に居住する者で、おおむね65歳以上の在宅要援護高齢者（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による「要介護者」又は「要支援者」と認定された65歳以上の者又は65歳未満の者で初老期認知症に該当するもの）であって、常時給付対象介護用品を必要とする者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は給付しないこととする。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく同様の給付を受けるようになった場合
- （2）知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所するに至った場合
- （3）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療養施設又は身体障害者授産施設に入所するに至った場合
- （4）生活保護法に規定する救護施設又は更生施設に入所するに至った場合
- （5）老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホームに入所するに至った場合
- （6）医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所入院するに至った場合
- （7）介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護施設若しくは特定施設入居者生活介護施設に入所するに至った場合

（対象者の判定）

第4条 前条に該当する者の判定は、遠賀町の保健師が行うものとする。

（給付の内容）

第5条 介護用品として紙おむつ等の現物給付とし、対象家庭に配布するものとする。

（給付の申請）

第6条 給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護用品給付サービス事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（利用の決定）

第7条 町長は申請があった場合は、速やかに申請者の要否を決定し、その結果を介護用品給付サービス利用決定通知書により申請者に通知するものとする。

（給付限度額）

第8条 給付限度額は別表に定める額とする。

（継続利用者の対象要件の確認）

第9条 町長は毎年7月1日を基準日として、継続利用する者の対象要件及び給付限度額を確認し、要件を満たしていると認められる利用者に引き続き給付を行う。

（給付の期間）

第10条 給付期間は、町長が申請に基づき決定した日の属する月の翌月から、最初に到来する6月末日までとする。ただし、給付期間中に給付要件を欠くに至ったときは、給付要件を喪失した日の属する月までとする。

(事業の実施)

第11条 町長は、利用者に給付決定後、定期的に紙おむつ等を給付するものとする。

2 給付の方法は、遠賀町と契約した紙おむつ納入業者（以下「業者」という。）が給付を受ける者又は町内に在住するその者の介護者（以下「介護者」という。）の住居に直接届けるものとする。

3 業者は、遠賀町に対して、紙おむつ等の購入に要する経費を請求するものとする。

(届出義務)

第12条 利用者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 死亡又は住所を変更したとき。

(2) 第3条第1項のただし書きに該当することとなったとき。

(譲渡の禁止)

第13条 当事業により給付を受けた紙おむつ等は、他に譲渡してはならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年8月18日告示第74号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月1日告示第76号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日告示第32号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第8条関係)

給付限度額

| 給付対象者世帯の区分 | 給付限度額 (月額) |
|------------------------------|------------|
| 本人及び世帯全員が市町村民税非課税 | 6,000円 |
| 本人は市町村民税非課税、世帯員に市町村民税課税者がいる。 | 3,000円 |
| 本人が市町村民税課税者 | 非該当 |

(備考)

第6条に規定する申請書の受理日が当該年度の6月までにおいては、前年度の市町村民税の課税状況を適用する。

様式第1号

(第6条関係)